広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	○広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
昭和六十年七月四日条例第十四号	昭和六十年七月四日条例第十四号
(営業所及び浄化槽管理士の設置等)	(営業所及び浄化槽管理士の設置等)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
5 浄化槽保守点検業者は、第一項の規定により営業所ごとに置いた浄化槽	(新設)
管理士に、知事が定める研修を、第三条第二項に定める登録の有効期間に	
おいて一回以上受けさせなければならない。ただし、やむを得ない理由が	
<u>ある場合は、この限りでない。</u>	

附則

(施行期日)

- 1 この条例の規定は、令和二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「新条例」という。)第十二条第五項の規定にかかわらず、施行日において広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項又は第三項の規定により登録又は更新の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、施行日から当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、新条例第十二条第五項の規定は、適用しない。